

業務重点推進状況
令和5年8月

少年の非行防止と健全育成に 向けた総合対策の推進について



警 察 本 部

凡 例

本資料で使用している用語の意義は、次のとおりである。

- 非 行 少 年 犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年の総称
- 刑 法 犯 少 年 刑法に触れる行為をした犯罪少年及び触法少年（交通事故に関連する刑法の罪を除く。）
- 特 別 法 犯 少 年 刑法以外の法令に触れる行為をした犯罪少年及び触法少年（交通法令違反又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反を除く。）
- 犯 罪 少 年 罪を犯した14歳以上20歳未満の少年
- 触 法 少 年 刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年
- ぐ 犯 少 年 保護者の正当な監督に服しないか、自己又は他人の徳性を害する行為をするなどの理由があつて、その性格又は環境に照らし、将来罪を犯すおそれのある少年
- 不 良 行 為 少 年 飲酒、喫煙、深夜はいかい、その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年
- 包 括 罪 種 刑法犯を「凶悪犯」、「粗暴犯」、「窃盗犯」、「知能犯」「風俗犯」、「その他の刑法犯」の6種に分類したもの
 - ア 凶悪犯…殺人、強盗、放火、強制性交等
 - イ 粗暴犯…暴行、傷害、脅迫、恐喝、凶器準備集合
 - ウ 窃盗犯…窃盗
 - エ 知能犯…詐欺、横領（占有離脱物横領を除く。）、偽造、汚職、背任、「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律」に規定する罪
 - オ 風俗犯…賭博、わいせつ
 - カ その他の刑法犯…公務執行妨害、住居侵入、逮捕監禁、器物損壊等上記に掲げるもの以外の刑法犯
- 児 童 虐 待 保護者がその監護する児童（18歳未満の者）に対し、身体的虐待性的虐待、怠慢又は拒否及び心理的虐待をすることをいう。
- い じ め 児童等に対して、一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 福 祉 犯 児童買春・児童ポルノ法等、少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪の総称

※ 本資料に掲載された数値は、令和4年以前については確定値、令和5年については暫定値である。

目 次

第1 少年非行情勢

1 概要	4
2 刑法犯少年の状況	4
(1) 推移	4
(2) 包括罪種別	5
(3) 初発型非行	5
(4) 学職別	6
3 薬物乱用少年の状況	6
4 不良行為少年の状況	7

第2 少年の非行防止対策

少年サポートセンターの役割	8
1 少年相談活動	8
2 街頭補導活動	8
3 立ち直り支援活動	9
4 広報啓発活動	9
5 教育機関との連携	10
6 少年を見守る社会気運の醸成	10
7 非行少年の検挙・補導活動	10

第3 少年の保護対策

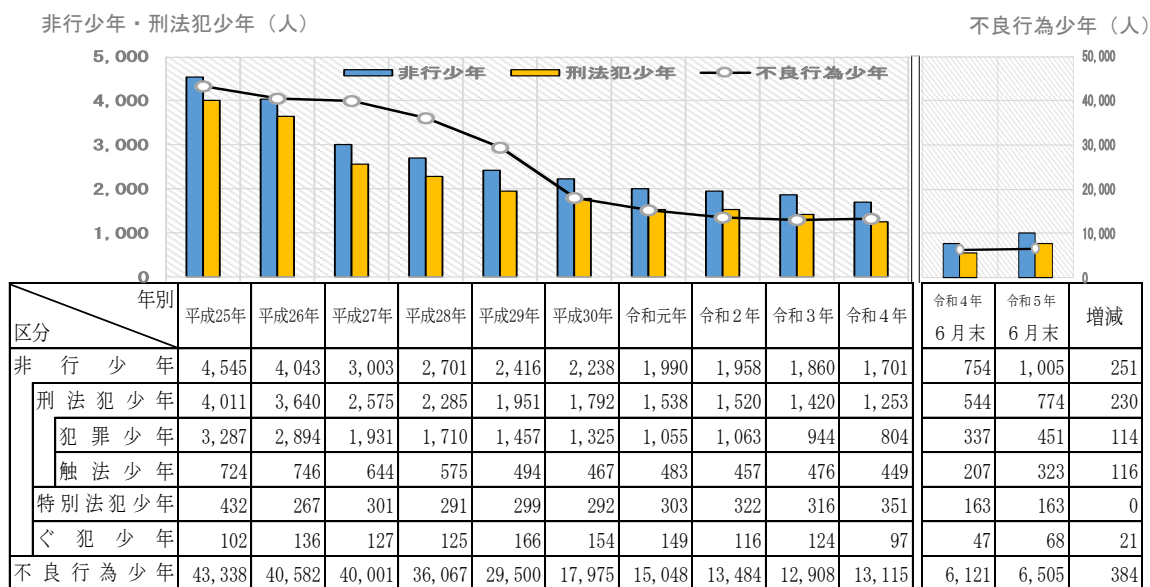
1 児童虐待事案への対応	11
(1) 対応の基本	11
(2) 認知対応状況	11
(3) 検挙状況	11
(4) 児童相談所等との連携等	12
(5) 訪問活動	13
(6) 被害少年に対する配慮	13
2 いじめ事案への対応	13
3 少年の福祉を害する犯罪への対応	13
(1) 福祉犯検挙の状況	14
(2) 被害少年の学職別状況	14
(3) SNSの利用に起因する福祉犯被害の状況	15
4 子供の性被害防止に向けた取組	15
(1) インターネットの安全利用に向けた取組	15
(2) SNSに対するサイバーパトロールの実施	16
(3) 関係機関との連携	18

第1 少年非行情勢

1 概要

非行少年の検挙・補導人員及び不良行為少年の補導人員は、平成25年から令和4年の10年間でいずれも約3分の1まで減少したが、本年6月末現在、前年同期と比べて増加している。

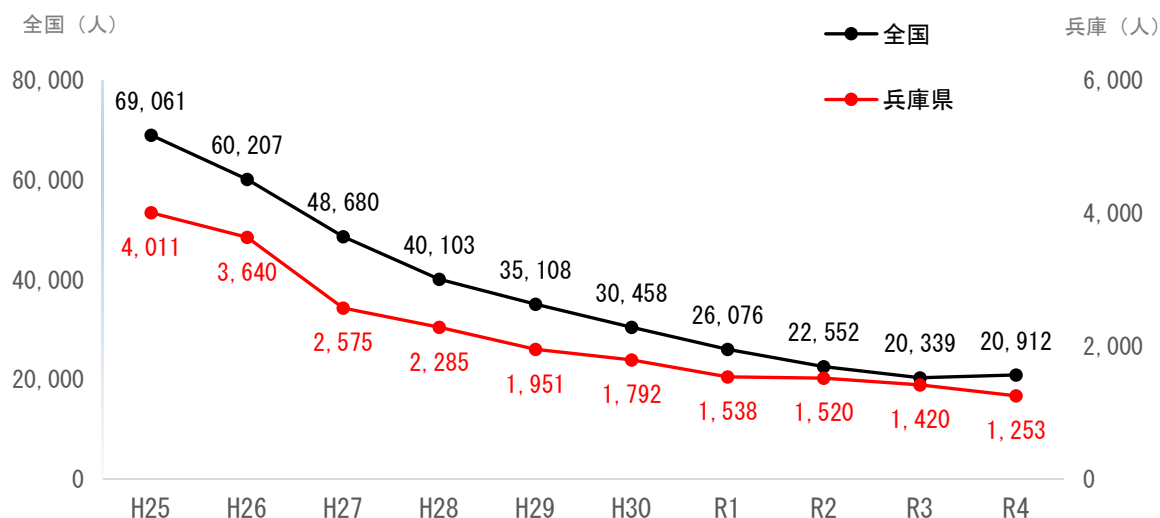
【非行少年等の推移】



2 刑法犯少年の状況

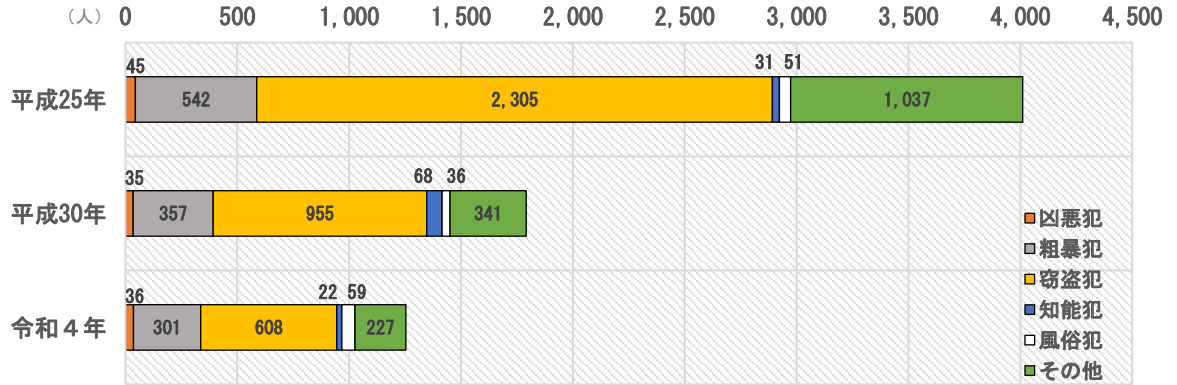
(1) 推移

過去10年推移で、刑法犯少年は大きく減少しており、全国も同様の傾向である。



(2) 包括罪種別

包括罪種別では、窃盗犯により検挙・補導された少年が最も多く、全体の約5割を占めている。

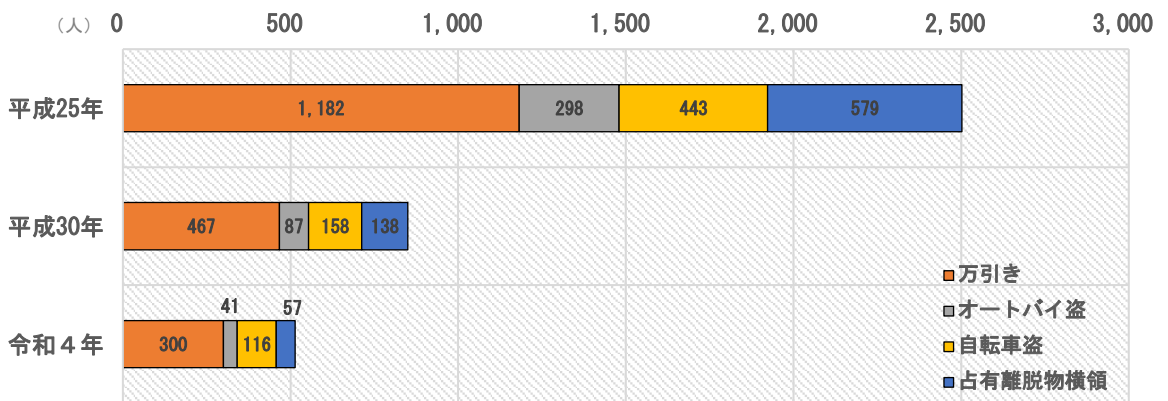


区分	年別	平成25年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和4年6月末		令和5年6月末		増減
								人員	構成比	人員	構成比	
刑法犯少年		4,011	1,792	1,538	1,520	1,420	1,253	544	100	774	100	230
凶悪犯		45	35	17	47	35	36	13	2.4	22	2.8	9
粗暴犯		542	357	307	381	346	301	132	24.3	163	21.1	31
窃盗犯		2,305	955	835	748	669	608	263	48.3	381	49.2	118
知能犯		31	68	25	39	66	22	11	2.0	14	1.8	3
風俗犯		51	36	50	41	52	59	26	4.8	19	2.5	-7
その他		1,037	341	304	264	252	227	99	18.2	175	22.6	76

※「その他」は、「占有離脱物横領」「建造物侵入」「盗品等譲受け」「器物損壊」等である。

(3) 初発型非行

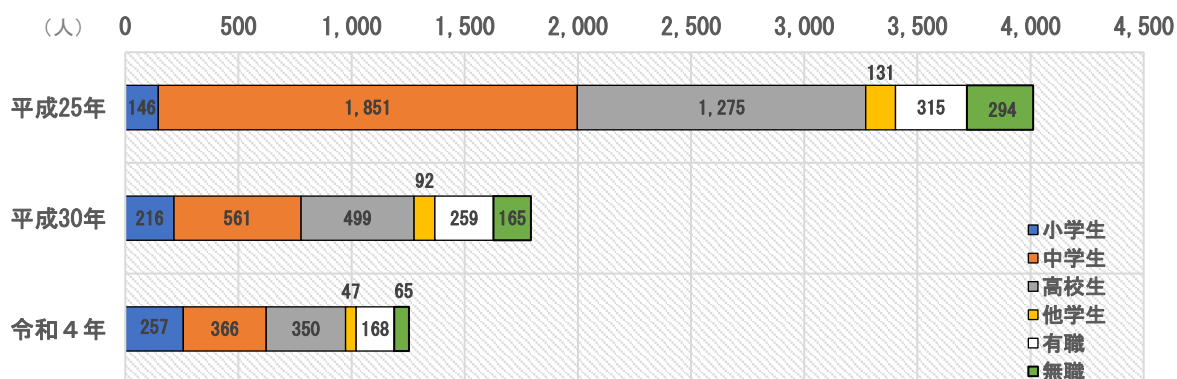
単純な動機から短絡的に行われやすい初発型非行(万引き、オートバイ盗、自転車盗及び占有離脱物横領)は、刑法犯少年全体の約4割を占めている。



区分	年別	平成25年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和4年6月末		令和5年6月末		増減
								人員	割合	人員	割合	
合計		2,502	850	749	665	611	514	223	43.2	322	62.6	99
万引き		1,182	467	453	377	383	300	145	28.4	214	41.8	69
オートバイ盗		298	87	57	65	44	41	13	2.5	17	3.3	4
自転車盗		443	158	127	126	120	116	44	8.6	66	12.8	22
占有離脱物横領		579	138	112	97	64	57	21	4.1	25	4.9	4
刑法犯少年に占める割合 (%)		62.4	47.4	48.7	43.8	43.0	41.0	41.0		41.6		0.6

(4) 学職別

学職別では、本年6月末現在、中学生が最も多く、次いで高校生、小学生の順となっている。

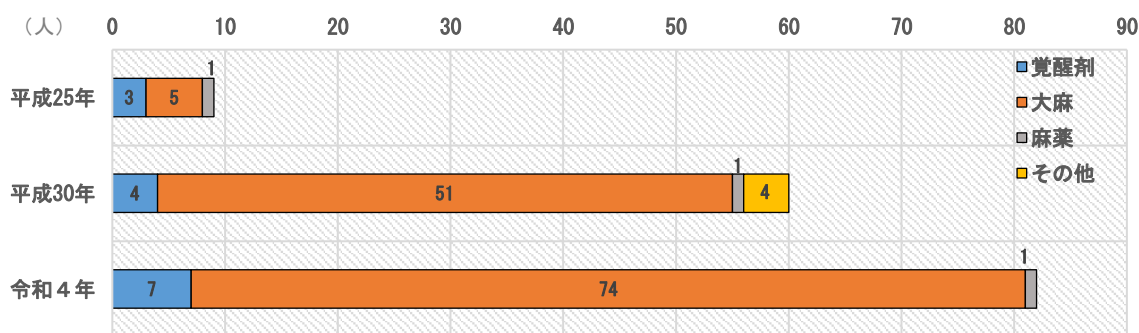


区分	年別	平成25年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和4年6月末		令和5年6月末		増減
		人員	人員	人員	人員	人員	人員	人員	構成比	人員	構成比	
学	小学生	146	216	266	271	273	257	121	22.2	162	20.9	41
	中学生	1,851	561	449	425	422	366	162	29.8	287	37.1	125
	高校生	1,275	499	484	431	374	350	145	26.7	173	22.4	28
	その他	131	92	65	71	87	47	19	3.5	26	3.4	7
有職少年	有職少年	315	259	177	234	164	168	73	13.4	80	10.3	7
	無職少年	294	165	97	88	100	65	24	4.4	46	5.9	22
合計		4,012	1,792	1,538	1,520	1,420	1,253	544	100.0	774	100.0	230

※「学生その他」は、「大学生」「専門学生」等である。

3 薬物乱用少年の状況

薬物乱用少年のうち、その大半を大麻乱用少年が占めており、過去10年推移では著しく増加している。また、本年6月末現在では、前年同期と比べて増加している。



区分	年別	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和4年6月末	令和5年6月末	増減
		覚醒剤	3	6	10	9	2	4	3	6	10	7	3	
大麻	5	3	26	22	34	51	39	70	57	74	37	42	5	
麻薬	1	1	1	1	4	1	0	3	0	1	0	0	0	
その他	0	0	0	3	4	4	0	0	0	0	0	0	0	
合計		9	10	37	35	44	60	42	79	67	82	40	44	4

※「その他」は、「シンナー」等である。

4 不良行為少年の状況

不良行為少年は、増減を繰り返しながら平成23年中の約53,000人をピークに減少傾向にあり、令和4年中は平成23年中の約4分の1まで減少している。

行為別では、喫煙と深夜はいかいで全体の約9割を、学職別では高校生が多く、近年では中学生が増加している。

【行為別】

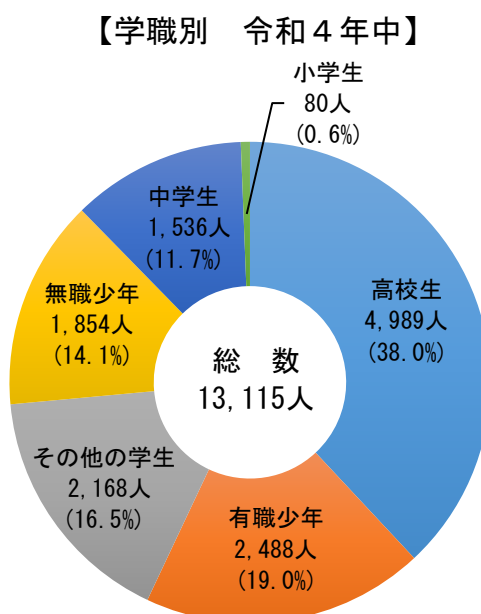
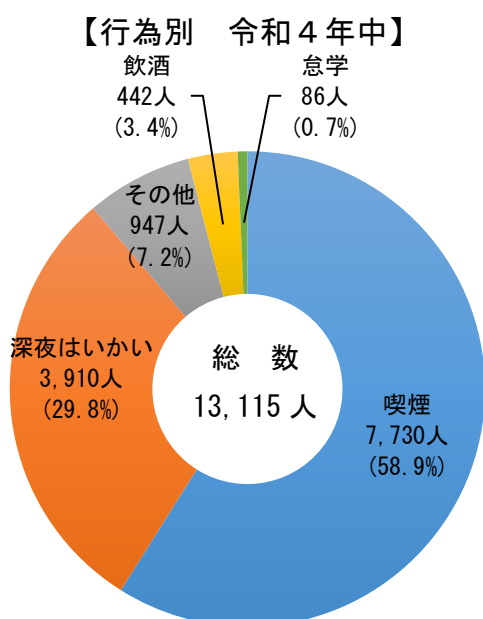
区分	年別	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和4年6月末		令和5年6月末		増減
							人員	構成比	人員	構成比	
不良行為少年		17,975	15,048	13,484	12,908	13,115	6,121	100.0	6,505	100.0	384
喫煙		10,523	8,947	7,797	7,815	7,730	3,836	62.7	3,860	59.3	24
深夜はいかい		5,486	4,451	4,250	3,769	3,910	1,574	25.7	1,817	27.9	243
怠学		121	120	121	115	86	26	0.4	79	1.2	53
飲酒		499	495	480	510	442	218	3.6	221	3.4	3
その他		1,346	1,035	836	699	947	467	7.6	528	8.1	61

※「その他」は、「家出」「無断外泊」「不健全娯楽」等である。

【学職別】

区分	年別	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和4年6月末		令和5年6月末		増減
							人員	構成比	人員	構成比	
不良行為少年		17,975	15,048	13,484	12,908	13,115	6,121	100.0	6,505	100.0	384
小学生		230	98	157	128	80	40	0.7	71	1.1	31
中学生		1,519	1,158	1,345	1,077	1,536	659	10.8	757	11.6	98
高校生		6,386	4,796	4,962	4,771	4,989	2,204	36.0	2,434	37.4	230
その他の学生		2,811	2,911	1,650	2,024	2,168	1,094	17.9	1,093	16.8	-1
有職少年		3,534	3,186	2,962	2,763	2,488	1,192	19.5	1,190	18.3	-2
無職少年		3,495	2,899	2,408	2,145	1,854	932	15.2	960	14.8	28

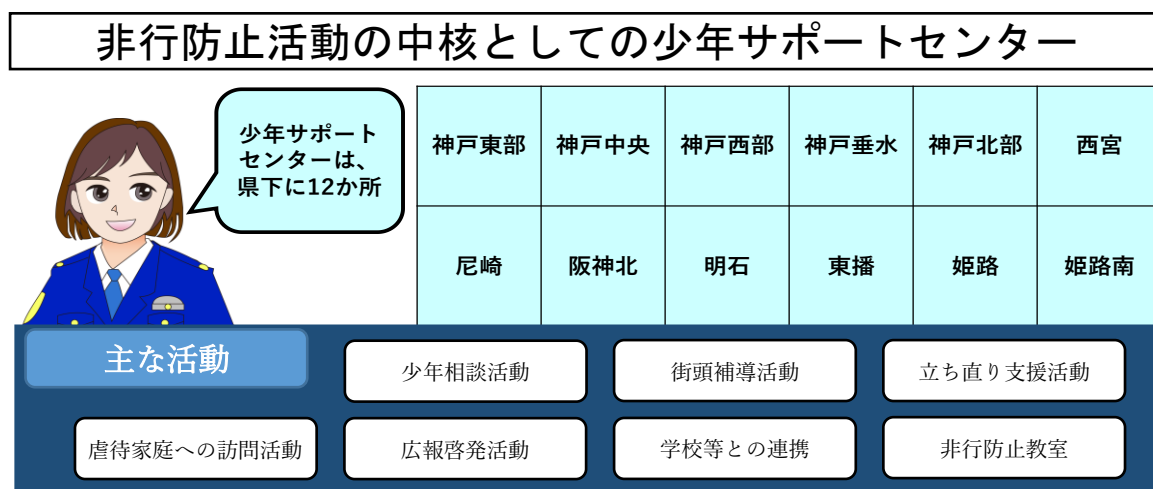
※「その他の学生」は、「大学生」「専門学生」等である。



第2 少年の非行防止対策

【少年サポートセンターの役割】

地域の少年非行防止活動の中心的役割を担う機関として、県下 12 か所に少年サポートセンターを設置し、関係機関・団体と連携の上、少年相談活動、街頭補導活動、立ち直り支援活動、広報啓発活動等の非行防止に向けた幅広い活動を行っている。また、少年の規範意識の向上及び社会とのきずなを強化するため、少年を見守る社会気運の情勢に努めている。



1 少年相談活動

少年や保護者等からの相談について、警察署の少年相談窓口、警察本部少年サポートセンター、少年相談専用電話「ヤングトーク」などで対応している。

少年サポートセンターでは、警察官の他に公認心理師等の資格を有する少年補導職員を配置している。



【少年相談活動】

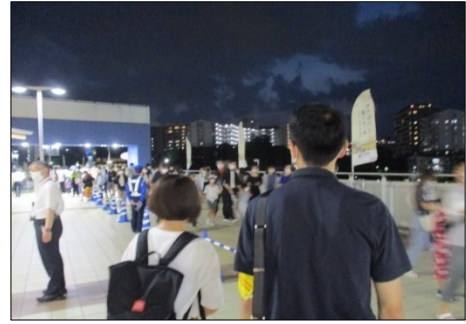
2 街頭補導活動

少年の非行及び犯罪被害を未然に防止し、健全育成を図るためには、非行等に至らない段階で指導・助言を行う必要があることから、学校、少年警察ボランティア等関係機関・団体とも連携し、街頭補導活動を実施している。

特に、学校の進学進級時や夏休み等の期間中は、生活環境が変化しやすいことから、深夜帯における補導活動を強化している。



【関係機関との合同補導活動 宍粟市】

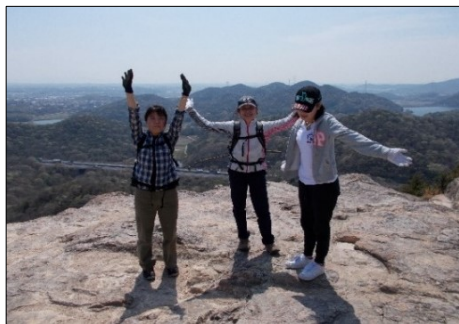


【夜間補導活動 伊丹市】

3 立ち直り支援活動

過去に非行少年として取り扱った少年、少年相談活動や街頭補導活動を通じて関わった少年及びその保護者に対して、継続的な指導・助言や、社会体験活動への参加促進の支援等を行う立ち直り支援活動を実施している。

また、ネット依存等についても、早期の立ち直りを図るため、病院との連携協定を締結し、専門的知見を活用した支援活動を推進している。



【登山体験活動 小野市】



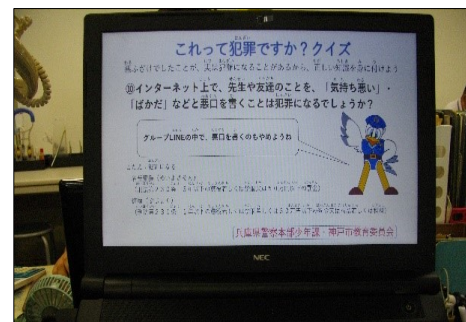
【農作業体験 神戸市北区】

4 広報啓発活動

少年の健全な育成に関する地域住民等の理解を深めるため、街頭キャンペーンなどのほか、最近ではYouTube 県警公式チャンネルでの薬物乱用防止アニメの配信や、教育委員会と連携の上、児童生徒に配布されたタブレット端末への非行防止に関するクイズの配信等、インターネットを活用した情報発信も行っている。



【YouTube 公式チャンネル 薬物乱用防止アニメ】



【タブレット端末を活用した啓発活動】

5 教育機関との連携

児童生徒の様々な問題に対応するため、学校との連絡会議や学校訪問等を通じて連携を図っている。

また、学校と連携し、県内の学校を対象に非行・薬物乱用防止・情報モラル教室を実施している。



【中学生への非行防止教室 加古川市】

6 少年を見守る社会気運の醸成

地域社会のきずなを強化し、厳しくも温かく見守る「大人の目」がある事を伝えるため、登下校時の声かけ・あいさつ運動、社会参加活動、スポーツ活動等を通じて大人と触れ合う機会を確保するなど、少年を見守る社会気運を高めている。



【登下校時の声かけ・あいさつ運動 高砂市】



【少年剣道の練習風景 神戸市中央区】

7 非行少年の検挙・補導活動

非行少年の捜査、調査に当たっては、非行事実を解明するとともに、非行の原因・動機や交友関係、家庭環境などを明らかにし、規範意識の向上と立ち直り支援につないでいくよう配慮している。

少年事件は、友人同士やグループでの非行が多いことから、関係機関と連携の上、非行少年等の実態把握と情報共有、非行集団の解体活動を強化し、不良交友関係からの離脱を図っている。

【事件事例】

- 非行少年4名による逮捕監禁・恐喝未遂事件
- 非行少年9名による集団リンチ事件
- 非行少年2名による強盗致傷事件

第3 少年の保護対策

1 児童虐待事案への対応

(1) 対応の基本

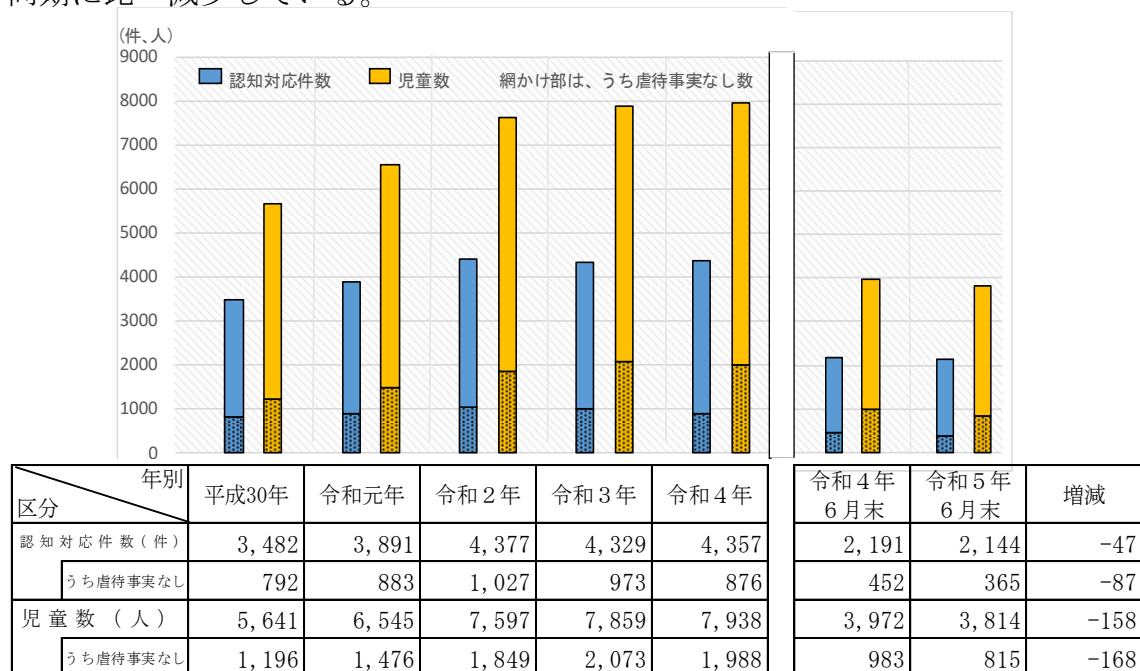
児童虐待事案は、人の生命・身体にかかわる重大な事案として、児童の安全確認・安全確保を最優先とした対応に努めている。

児童虐待事案の通報を受理した場合、全件警察官が現場臨場するとともに、保護者と児童を分離し、個別聴取の上、児童の身体に怪我や痣がないか直接確認などを行い、違法行為を認めたときは事件化と被害児童の保護を講じている。

児童虐待に関する取扱いについては、全件を警察本部へ報告させるとともに、児童相談所等関係機関の取扱状況を確認するなどして、組織的・総合的に通告の可否を判断し、児童虐待の見逃し防止に努めている。

(2) 認知対応状況

統計を取り始めた平成12年以降、令和2年まで増加傾向にあったが、令和2年から令和4年にかけては4,300件台で推移しており、本年6月末では、前年同期に比べ減少している。



(3) 検挙状況

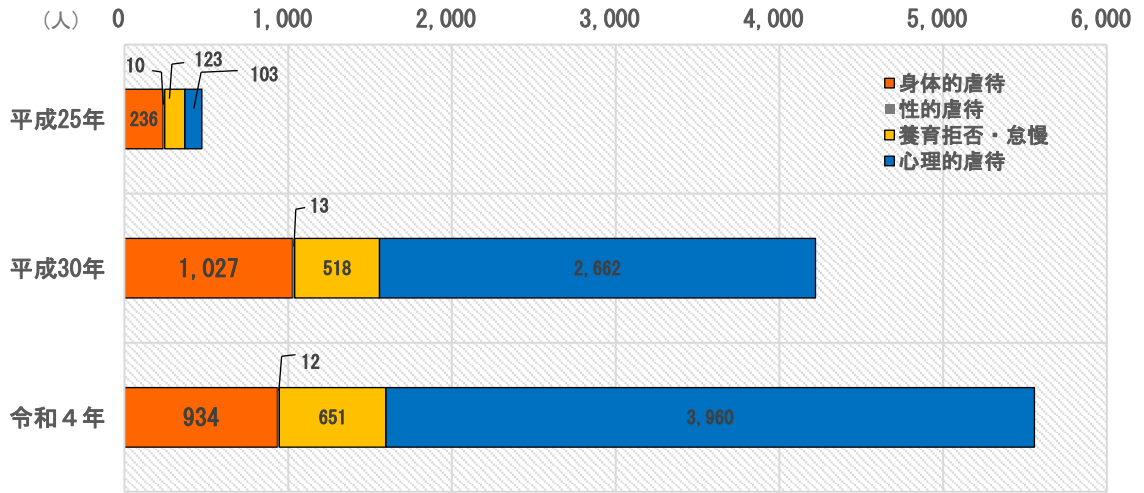
暴行・傷害等で児童虐待事案を検挙しており、5年推移では増減を繰り返しているが、本年6月末では、前年同期に比べ増加している。

区分	年別					令和4年 6月末	令和5年 6月末	増減
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年			
検挙件数(件)	167	209	170	222	207	93	120	27
検挙人員(人)	171	215	178	224	210	94	120	26

(4) 児童相談所等との連携等

ア 通告状況

児童虐待事案を認知した場合は、児童の安全を確保し、児童相談所へ通告している。



区分	年別						令和4年 6月末	令和5年 6月末	増減
	平成25年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年			
通告児童	472	4,220	4,741	5,291	5,313	5,557	2,790	2,811	21
身体的虐待	236	1,027	1,016	968	967	934	467	480	13
性的虐待	10	13	15	13	16	12	3	3	0
養育拒否・怠慢	123	518	520	589	551	651	301	269	-32
心理的虐待	103	2,662	3,190	3,721	3,779	3,960	2,019	2,059	40
面前DV	64	1,495	1,721	1,488	1,305	1,254	649	625	-24

イ 連携状況

児童の安全確認・安全確保を最優先とした対応を徹底するため、児童相談所（県、神戸市、明石市）や市町との積極的な情報共有のほか、合同での臨検・捜索訓練の実施、県及び神戸市の児童相談所への現職警察官の出向など、更なる連携強化に努めている。



【臨検・捜索の合同訓練】



【神戸市児童相談所との連携会議】

(5) 訪問活動

被害を受けた児童の再被害を防止するため、対象家庭に警察官が訪問し、保護者等への面接を通じた指導、助言を行っている。

区分	年別					令和4年 6月末	令和5年 6月末	増減
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年			
対象家庭数	33	60	75	47	44	33	32	-1
訪問回数	77	172	170	121	147	93	89	-4
面接回数	27	64	70	44	50	35	38	3

(6) 被害少年に対する配慮

児童を被害者等とする事案については、児童の心情や特性に配慮した事情聴取に努めているほか、児童の負担軽減及び供述の信用性確保の双方に資するため、代表者による事情聴取を実施するなど、事案に応じて検察庁や児童相談所との間で必要な連携を図っている。



【客観的聴取技法研修】

また、警察官の聴取能力向上のため、客観的聴取技法に精通した大学教授などを講師として招聘し、研修を実施している。

2 いじめ事案への対応

警察では、少年相談活動などの各種警察活動や、学校等からの情報提供などによりいじめ事案を認知すれば、事案の重大性及び緊急性、被害児童及びその保護者等の意向、学校の対応状況等を踏まえ対応し、犯罪行為等がある場合には、捜査等を推進し、検挙・補導等の措置を積極的に講じている。

区分	年別					令和4年 6月末	令和5年 6月末	増減
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年			
相談件数	67	99	54	85	78	37	61	24

3 少年の福祉を害する犯罪への対応

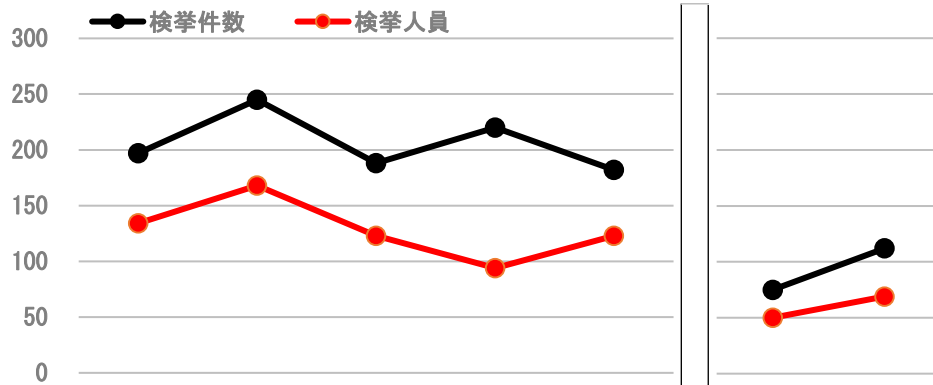
児童ポルノ製造や児童買春等の福祉犯は、児童の心身に有害な影響を及ぼし、かつ、その人権を著しく侵害する極めて悪質な行為である。

昨今は児童によるSNSの利用に起因した被害が増加しており、中でもいわゆる「グルーミング」と呼ばれる手口による被害も発生していることから、今後、刑法に新設された面会要求罪等を適用するなど、少年が性犯罪の被害者となる福祉犯の取締りを強化し、被害少年の早期発見・保護活動に取り組んでいる。

(1) 福祉犯検挙の状況

過去5年間、福祉犯の検挙は件数・人員共に同水準で推移しているが、本年6月末現在では、前年同期と比べて増加しており、特に児童ポルノの検挙が大きく増加している。

【福祉犯検挙件数・人員の推移】



区分	年別	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和4年6月末	令和5年6月末	増減
		福祉犯	件数 197 人員 134	244 168	188 123	220 94	182 123	75 50	112 68
児童福祉法	件数	4	4	4	4	4	2	2	0
	人員	4	2	3	2	5	3	2	-1
児童買春	件数	14	16	10	19	4	1	2	1
	人員	15	13	10	11	4	1	2	1
児童ポルノ	件数	111	157	125	128	91	37	70	33
	人員	67	99	75	36	49	20	36	16
青少年愛護条例	件数	54	45	35	59	72	32	35	3
	人員	36	32	20	32	52	24	24	0
その他	件数	14	22	14	10	11	3	3	0
	人員	12	22	15	13	13	2	4	2

※「その他」は、「20歳未満の者の喫煙の禁止に関する法律違反」「20歳未満の者の飲酒の禁止に関する法律違反」「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反」等である。

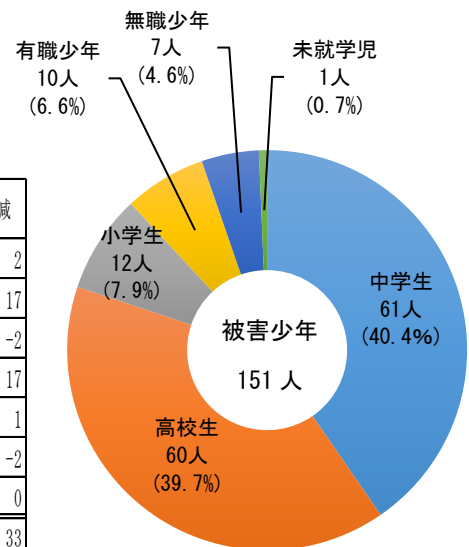
(2) 被害少年の学職別状況

学職別で見ると、過去5年推移では中学生、高校生の割合が多いが、本年6月末現在では、小学生が大きく増加している。

区分	年別	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和4年6月末		令和5年6月末		増減
							人員	構成比	人員	構成比	
未就学児		3	0	5	2	1	1	1.5	3	3.0	2
学生・生徒	小学生	40	49	12	19	12	1	1.5	18	18.2	17
	中学生	67	83	43	61	61	33	50.0	31	31.3	-2
	高校生	67	69	60	64	60	23	34.8	40	40.4	17
	その他	1	1	1	1	0	0	0.0	1	1.0	1
有職少年		4	8	5	6	10	7	10.6	5	5.1	-2
無職少年		5	12	7	8	7	1	1.5	1	1.0	0
合計		187	222	133	161	151	66	100.0	99	100.0	33

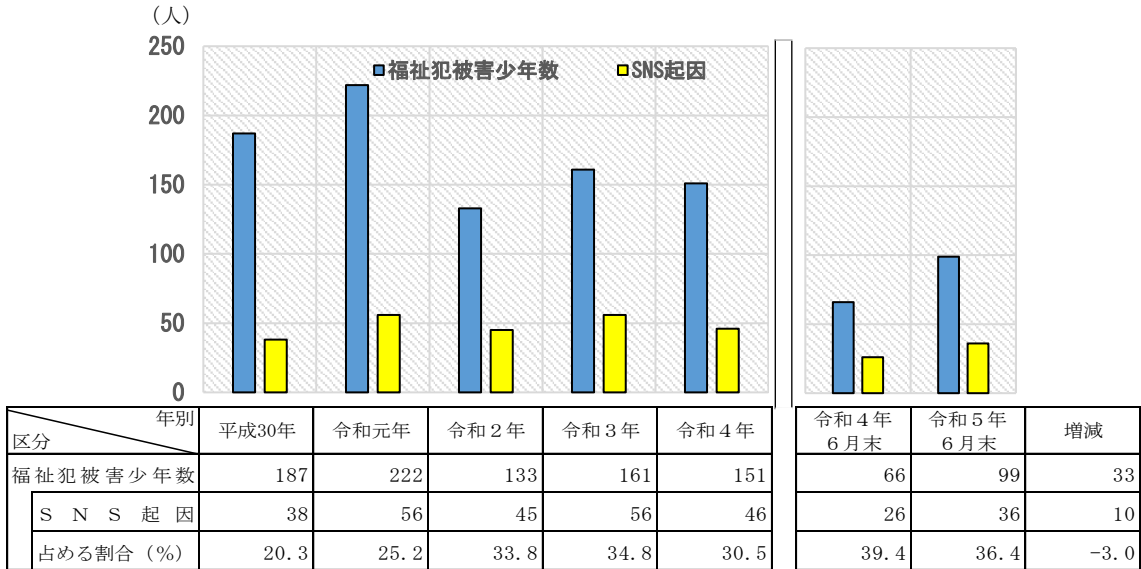
※「その他」は、「大学生」「専門学生」等である。

【令和4年中】



(3) SNSの利用に起因する福祉犯被害の状況

福祉犯被害少年のうち、SNSの利用に起因した被害の割合は、昨年こそ減少したものの、過去5年推移では増加傾向にあり、本年6月末現在では、前年同期と比べて増加している。



4 子供の性被害防止に向けた取組

(1) インターネットの安全利用に向けた取組

ア 情報モラル教育

少年に対して、インターネットの特性や危険性を認識させるため、県内の小・中学生が考案したキャラクターを用いて作成した冊子や動画等の教材を活用し、警察官等による情報モラル教室を開催している。

また、大学生ボランティアや企業と連携し、情報モラルの向上に向けた取組を実施している。



【キャラクターを利用した冊子】



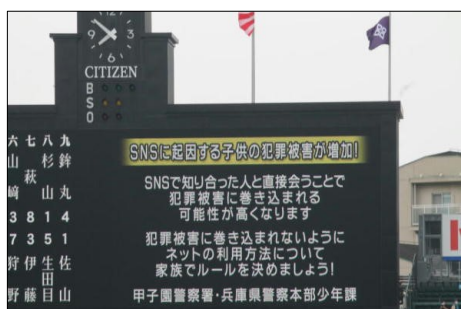
【小学生に対する情報モラル教室 神戸市東灘区】



【大学生に対する情報モラル教室 明石市】

イ 啓発活動

- 各事業者の協力の下、各種広報媒体を利用した啓発活動を実施している。



【甲子園球場オーロラビジョン】



【路線バス車内デジタルサイネージ】

- 保護者が利用時間等を管理しフィルタリングを有効活用するペアレンタルコントロールや、親子のルールづくりを推進する取組について、関係機関と連携した普及啓発活動を行っている。



【PTA講演会での保護者への説明 伊丹市】

(2) SNSに対するサイバーパトロールの実施

少年がお金欲しさにインターネット上のSNSを介して援助交際を求めるなどの行為が、児童買春などの性被害につながっている。

そこで、大学生のサイバー防犯ボランティアと連携の上、SNSのツイッター上において児童買春を誘引する等の不適切な書き込みに対して注意喚起・警告メッセージを送信し、不適切な書き込みを行った投稿者や閲覧者に広く注意喚起を行う活動を実施している。

また、この他、少年の特殊詐欺等への加担防止対策として、令和3年5月から闇バイト等に勧誘する書き込みを行った者に対しても同様に警告メッセージを送信している。

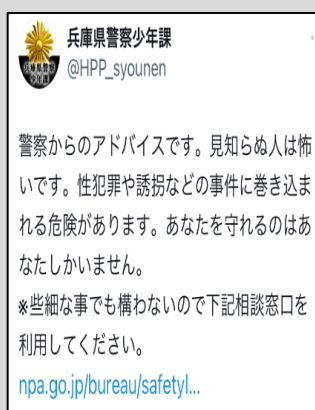
※令和5年7月24日、ツイッターの運営管理会社X社は、サービス名を「ツイッター」から「X（エックス）」へ改称すると発表した。

【ツイッターにおける性被害関連の注意喚起・警告メッセージ送信状況】

区分		年別			令和4年 6月末	令和5年 6月末	増減
		令和2年	令和3年	令和4年			
注意喚起・警告実施件数		2,885	3,853	2,664	1,487	1,120	-367
端緒別	警察官発見	2,586	3,599	2,467	1,413	1,085	-328
	サイバー防犯ボランティア	299	254	197	74	35	-39
書込者別	児童	1,957	3,035	2,312	1,261	930	-331
	誘因者	928	818	352	226	190	-36
書込内容別	性交渉	1,347	1,287	595	347	217	-130
	対価交際	446	451	202	146	27	-119
	その他	1,092	2,115	1,867	994	876	-118

※ 令和5年は新規取得したアカウントが、運営側から凍結されるトラブルが発生したため、例年に比べて注意喚起・警告件数が低調となっている。

【子供の性被害対策】

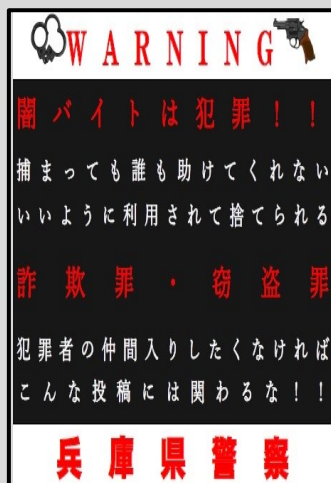
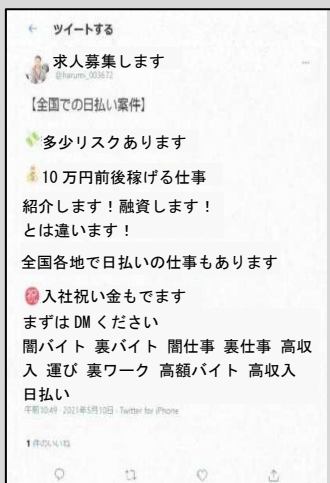


【ツイッターにおける闇バイト関連の警告メッセージ送信状況】

区分		年別			令和4年 6月末	令和5年 6月末	増減
		令和2年	令和3年	令和4年			
警告実施件数		実施なし	76	240	119	135	16

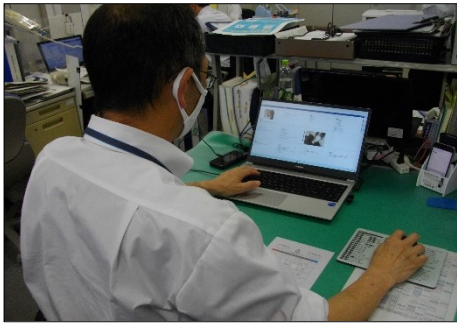
※ 令和3年5月から運用開始

【闇バイト加担防止防止対策】



○ AIを活用したサイバーパトロールの実施

本年度からツイッター上でのサイバーパトロールにAI技術を導入する予定であり、これにより不適切な書き込みが自動で収集されるようになる。



【AIを活用したサイバーパトロールの実証実験】



【実証実験により自動収集された投稿】

(3) 関係機関との連携

性被害を受けた少年を迅速に保護し、適切な支援を行うため、警察・学校関係者等に対して、心理学部准教授を招いた研修会を実施するなど、児童生徒の支援に向けた連携の強化を推進している。



【大学准教授による性被害防止講演】